

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成18年9月22日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ニトリ盛岡店 盛岡市上堂三丁目231番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 有限会社公楽
- 3 提出された意見書の概要

住民等から1通の意見書が提出され、その概要は次のとおりである。

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗裏側は住宅地域となっており、搬入・搬出に伴う大型車両の出入り、土曜日・日曜日等の自家用車による相当数の来店が予想されることから、駐車場出入口付近に交通整理員を配置するなどの安全対策に万全を期していただきたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

駐車場が住宅地に隣接しているため、閉店時刻後の駐車場管理においては、防犯、騒音対策として施錠を徹底し、駐車場の時間外利用の排除に努めるなど、住民に配慮願いたい。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。